

令和2年12月28日

顧問先の皆様へ

税理士法人 広瀬

コロナ関連給付金等の申請時期が近づいてきました！

申請はお済みでしょうか。

拝啓 冬季の候 顧問先の皆様には、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
コロナ関連給付金等の申請の期限が近づいております。自社が要件に概要しないかどうか、
申請の漏れのないよう今一度ご確認の程よろしくお願いいたします。 敬具

持続化給付金

要件等 令和2年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同
月比で事業収入が50%以上減少した月（対象月）があること。
期限 令和3年1月15日（電子申請の送信完了の締め）
給付額 法人は最大で200万円、個人は最大で100万円が支給されます。

家賃支援給付金

要件等 令和2年5月から12月の間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、い
ずれか1ヶ月の事業収入が前年同月比の50%以上減少または連続する3ヶ月の
事業収入の合計が前年同期比の合計の30%以上減少していること。
期限 令和3年1月15日（電子申請の送信完了の締め）
給付額 支払い賃料75万円（37.5）万円以下の場合 支払賃料の3分の2支給
" 75万円（37.5）万円超える場合 支払賃料の3分の1支給
（月額100万円（50万円）上限）を6倍した金額。（個人）
法人は最大で600万円、個人は最大で300万円支給されます。

固定資産税の減免

要件等 中小企業・小規模事業者（個人事業者含む）の保有する建物や設備等の来年令
和3年度の固定資産税・都市計画税については、令和2年2月～10月の継続す
る3ヶ月の事業収入の減少幅に応じて減免されます。
期限 令和3年1月31日（認定経営革新等支援機関等の確認を受けること）
減免率 連続する3ヶ月の事業収入が前年同期比50%以上減少 全額免除
" 30%以上50%未満減少 2分の1軽減

問合せ 税理士法人 広瀬 担当者まで
075-222-2051（代表）